

金属製ブラインドルーバー事件：知財高裁平18（行ケ）10088 平成18年9月20日  
（4部）判決〔認容・審決取消〕〔特許ニュース2006年12月28日号〕

〔キーワード〕

意匠の基本形態，嵌合部の形態，意匠公報中の意匠，公然知られたもの，  
創作容易性，意匠の類似

〔事 実〕

本件は、原告T社が、別紙1記載の意匠（以下、「本願意匠」という。）について平成15年11月26日に出願したところ、拒絶査定を受けたので審判請求をした。しかし、意匠法3条2項を理由に審判請求が不成立となったので、同審決の取消しを求めた事案である。

審決の判断は、次のとおりである。

「本願意匠について検討すると、1.(1)の全体の基本構成に示す形態については、本願意匠の支配的な基調を形成するものではあるが、その形態は引用刊行物にも記載されているように、本願意匠の出願前に公然知られたものであることは明らかである。つぎに、1.(2)に示すタッピングホールについては、その形態が極めてありふれたものであり、配置についても部材の隅に配置した月並みなものであって、特筆すべき創意は認められない。

また、1.(3)に示す係止片の寸法比率については、実用的な効果はともかく、美感に訴求する視角効果に特筆すべきものはない。

したがって、本願意匠は、出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内において公然知られた形状に基づいて容易に創作できたものと認められるので、意匠法3条2項の規定に該当し、意匠登録を受けることができない。」

〔判 断〕

1 取消事由1（本願意匠の基本形態に関する判断の誤り）について

(1) 審決が「本願意匠・・・の全体の基本構成に示す形態については・・・引用刊行物にも記載されているように、本願意匠の出願前に公然知られたものであるとしている点について、検討する。

本願意匠の全体の基本構成に示す形態（本願意匠の基本形態）は、審決の認定するとおり「一定の断面形状で長手方向に連続するルーバー材であって、背面側に嵌合部を設け、嵌合部を除く外周壁を正面側に向かって断面視半円形に膨出させ、嵌合部については、開口端の上下両縁部に突き当て面を同一垂直面に揃えた一対のリップ状係止片を形成する」というものである。

ところで、引用意匠の形状は、別紙2のとおりであって「一定の断面形状で長手方向に連続する」点や、「背面側に嵌合部を設け、嵌合部を除く外周壁を正面側に向かって断面視半円形に膨出させ」ている点では、本願意匠の基本形態と共通する

ものの、嵌合部については、開口端の上縁側に、突き当て面を垂直面に揃えた係止片を、下縁側に、突き当て面を前記垂直面より正面側にずれ込ませた鉤状片を形成しているものであって、本願意匠の基本形態と異なるものであることは明らかである。

したがって、本願意匠の基本形態が、引用刊行物に記載されているように本件出願前に公然知られたものであるということはできないから、審決の上記判断は誤りである。

(2) 被告は、審決が引用刊行物を引用した趣旨は、引用意匠の外周壁から嵌合部の開始位置に設けられた係止片に至る部分の形状（すなわち、一定の断面形状で長手方向に連続し、背面側に嵌合部を設け、嵌合部を除く外周壁を正面側に向かって断面視半円形に膨出させている形状）が、本件出願前に公然知られたものであることを示すためである、と主張するので、仮に審決の判断がそのような趣旨であるとした場合に、本願意匠が上記「公然知られた形状」に基づいて容易に創作できたものといえるか否かについて、以下検討する。

ア 意匠法3条2項は、物品の同一又は類似という制限をはずし、社会的に知られたモチーフを基準として、意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものであるが、これは、一般需要者の立場からみたものではなく、当業者の立場からみた創作の容易性を登録要件としたものであるから、創作の容易性の有無を判断するに当たっては、当該意匠の属する分野をふまえた上での検討がされなければならない。

本願意匠は、意匠に係る物品を「金属製ブラインドのルーバー」とするものであり、当業者が公然知られた形状に基づいて容易に本願意匠の創作をすることができたというためには、公然知られた形状を金属製ブラインドのルーバーに用いることが容易であるといえなければならない。

一般に「ブラインド」とは「窓の日覆い」や「日除け用のよろい戸」を指す用語であり、「ルーバー」とは、「羽板を並べて開口部に設けた一種のよろい戸」で、「羽板の向きを調節して雨や日光を遮る」ものを指す用語であるとされている（広辞苑第五版）。このように、ブラインドのルーバーは、日光や雨を遮ることを目的とするものであり、また、その構造は、羽板を並べて開口部に設け、羽板の向きを調節することによって日光や雨を遮るものであるから、ブラインドのルーバーを物品とする意匠が創作されるに当たっては、上記のような機能・構造が当然に考慮され、これによる一定の制約の下に創作されるものである。

イ 以上を前提として、本願意匠の創作の容易性につき検討する。

(ア) 審決の認定する「公然知られた形状」は、引用意匠の中に示されたものであるので、まず、引用意匠に接した当業者にとって、本願意匠を創作することが容易であるか否かについて検討する。

引用意匠は、意匠に係る物品を「建造物笠木の装飾用ホルダ材」とするものであり、その説明として「本物品を所定の寸法に切断後、予め建物天部に取付されている笠木体の屋外側に、当該物品を係着し、これに装飾笠木を係着する」と記載され、その使用状態を示す参考図（別紙2参照）に、物品が笠木体に係着されている様子

が図示されている（乙1。）

このように、引用意匠に係る物品は、笠木体に装飾笠木を取り付けるためのホルダ材として用いられるものであって、本願意匠に係る「金属製ブラインドのルーバー」とは、その機能・構造において全く異なるものである。

したがって、引用意匠に接した当業者が、上記「公然知られた形状」を採用して本願意匠を創作することは、容易であるとはいえない。

(イ) 次に、被告は、御簾垣の組子における半割竹の形状に照らせば、当業者が上記「公然知られた形状」を採用して本願意匠を創作することは容易である、と主張する。

しかし御簾垣は竹垣の一種であり「垣」とは「屋敷や庭園などの外側の囲い」を意味するものである（広辞苑第五版）。これをブラインドと比べると、目隠しとしての機能を有する点では共通する面はあるものの、ブラインドが、羽板の向きを調節することによって日光や雨を遮るといった基本的な機能・構造を有しているのに対して、御簾垣は、このような機能・構造を有しているものではない。また、御簾垣の組子が半円形状をなしているのは、竹という自然物の場合、これを割って用いることから生じる自然な結果であるが、金属製ブラインドのルーバーを作成する場合には、竹の場合と同様の発想を採用して半円形状とする理由はない。

したがって、御簾垣の組子における半割竹の形状を「金属製ブラインドのルーバー」に採用することは、当業者にとって容易であるとはいえないから、被告の前記主張は、採用することができない。

ウ 以上によれば「金属製ブラインドのルーバー」の意匠分野における当業者が、上記「公然知られた形状」を採用して本願意匠を創作することが容易であるということとはできないから、本願意匠の創作の容易性を肯定して意匠法3条2項に当たるとした審決の判断は、誤りである。

## 2 結論

以上のとおり、原告主張の審決取消事由1は理由があるので、その余の取消事由について判断するまでもなく、審決は、取消しを免れない。

## 〔論 説〕

1. 原告は、審決の取消事由として(1)本願意匠の基本形態に関する判断の誤り、(2)タッピングホールに関する判断の誤り、(3)係止片の寸法比率に関する判断の誤りの3点を主張したが、裁判所は(1)の取消事由について認容し判断したので、他の事由については判断していない。

2. 裁判所は、本願意匠に係る基本形態については、審決が認定したとおりのものと認定した。

これに対し、引用意匠の形状については、本願意匠の基本形態と共通する部分もあるが、嵌合部については、「開口端の上縁側に、突き当て面を垂直面に揃えた係止片を、下縁側に、突き当て面を前記垂直面より正面側にずれ込ませた鉤状片を形成しているもの」であるから、本願意匠の基本形態と異なると認定した。

この事実を理由に裁判所は、本願意匠の基本形態は引用刊行物に記載されている公然知られたものということとはできないから、審決の判断を誤りと指摘した。

結局、審決には、両意匠の形態についての事実誤認があったことが、審決取消のすべてであった。

審決では基本構成といい、判決では基本形態といっても、対象になるのは両意匠に表現されている具体的形態の構成態様である。そして、その違いは判決指摘のとおりであるところ、違いはそれぞれの意匠が有する創作体の違い（非類似性）に由来するものであるといえる。

そして、判決は、審決が本願意匠に対し引用意匠との間に、意匠法3条2項に規定する創作容易性があると判断したことに対し、これを否定した。

ところが、審決は、本願意匠は引用意匠とは類似しない、すなわち客観的創作性（新規性）の存在を認めていたのだから、そこで止めておけばよかったのに、あえて非類似物品にまで観察の範囲を拡げて創作力の有無を考えたところに無理があったというべきだろう。

同一物品間においては、意匠どおしの類似性（意3条1項3号）の有無を考慮することで十分であり、説得力がある。その意味で、本判決は、審査する立場に対する警句であるといえる。

3.ところで、意匠法は、工業上利用することができる意匠を創作した者が出願し、新規性があると認められても、さらにその意匠が創作力を具備していることを要求する。（意3条2項）。

「創作力」のある意匠とは、次の要件に該当しない意匠をいう。

- (1)その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）が、
- (2)日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて、
- (3)容易に意匠の創作をすることができたとき。

「新規性」は、意匠の創作者自身の主観的創作を客観的に評価して認定した客観的創作性のことであるから、これと区別するために3条2項は「創作力」とか「創作非容易性」といわれているが、いずれも同義である。この意匠の登録要件は、特許法29条2項及び実用新案法3条2項が規定する「進歩性」に相当する。

創作力の有無を認定する主体は当業者であって一般需要者ではない。（新規性のある意匠の類否を判断する主体について、当業者か需要者かの対立はあるが、商標法とは異なり意匠法は創作保護法であることに鑑みれば、当業者と解するのが妥当であると筆者は考える。）

「公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて」とは、意匠法3条1項1号の規定とほぼ同じである。すなわち、同条項1号の規定に基づくとは、事実上公知公用のものであることが前提であり、刊行物公知は除かれており、さらに物品の類否を超えた形態のみを基準としている。もっとも、刊行物公知と同時に事実上公知となった形態であれば適用の対象となり得るが、3条1項1号の規定の趣旨を3条2項の規定が引き継いでいることを考慮すると、刊行物公知にまで

拡張して適用することは違法であろう。

特許庁の審査では、領布された刊行物自体が公然知られた状態であればよいと解する立場をとるが、3条1項1号と同条項2号との立法趣旨の違いと文理解釈からすれば同意することはできない。すなわち、公然知られた形態か否かの問題は、その形態が刊行物に掲載される以前の事実として存在したことに対する認定であるから、厳格に解すべきである。刊行物は公然知られた状態にあっても、その中の意匠は公然知られ得る状態にあるだけの話である。

平成10年改正法の立法までの経過を見ると、最初の改正法案には、事実上公知のみならず、刊行物公知の形態についても含まれていたが、最終法案では刊行物公知は削除されたのである。

4.ところで、容易に創作することができる意匠と認められる例としては、次のような意匠の場合が挙げられている。

(1)当業者にとってありふれた手法により、意匠の形態を構成する要素を、他の公然知られた形態の構成要素に置き換えた場合。

(2)当業者にとってありふれた手法により、公然知られた複数の形態を寄せ集めた場合。

(3)当業者にとってありふれた手法により、意匠の形態を構成する要素の配置を変更した場合。

(4)構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による場合。

(5)公然知られた形態をほとんどそのまま表現した場合。(自然物、公知の著作物、建造物)

(6)商慣行上の転用による場合。(実物から玩具へ)

これらの場合に該当するか否かを認定するとき、当業者にとってありふれた手法とは、事実を的確に把握した上で、どういう理由があるから「容易」であるということになるのかを考えなければならず、審査官・審判官の立場で容易にできるというのでは理由にならない。

したがって、意匠法3条2項の規定の適用は慎重でなければならないし、これと3条1項3号(意匠の類似)の規定との差異を正確に理解した上で適用しなければならない。

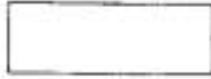
なお、同一原告(意匠登録出願人)の出願にかかる別の「金属製ブラインドルーバー」に関する知財高裁平18(行ケ)10156号事件の平成18年7月20日(3部)判決は、意匠法3条2項を適用した審決の判断を認め、請求棄却をしている。しかし、この判決の考え方は全く疑問である。もし同じ知財高裁(4部)に係属した事案であったならば、判断はどうなったかわからない。

けだし、同種の事案であるからである。

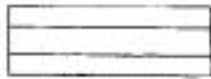
〔牛木理一〕

【例題 1】 水漏管図

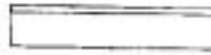
【正面図】



【側面図】



【平面図】



【左半断面図】



【右半断面図】



【例題 2】 引付管図

